

## 前回計画の施策の評価

## 「実績と進捗評価」凡例

- |   |                 |
|---|-----------------|
| A | 達成（おおむね達成できている） |
| B | 一部達成            |
| C | 未実施             |

## 「今後の方向性」凡例

- |    |       |                             |
|----|-------|-----------------------------|
| A  | 継続実施  | おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく。    |
| A- | 更なる充実 | おおむね進んでいるが、更なる充実（努力）が必要である。 |
| B  | 方法見直し | 進んでいないため、手法・方法等を工夫し進めていく。   |
| C  | 抜本見直し | 削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある。     |

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 1 【第 1 節】 ごみ処理基本計画の基本的な枠組み

項目	内容	実績と進捗評価		今後の方向性																																																																
ごみ 50%削減	<p>ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）を、平成 13 年度に対して次のとおり削減することを目標にする。</p> <p>平成 25 年度（環境基本計画目標年度）：50%削減 平成 32 年度（目標年度）：54%削減</p>	<table border="1"> <caption>ごみ量と削減率の推移 (H13～H27)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ごみ量 (t)</th> <th>削減率 (%)</th> <th>削減目標 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H13</td><td>70,000</td><td>0</td><td>50</td></tr> <tr><td>H14</td><td>70,000</td><td>0</td><td>50</td></tr> <tr><td>H15</td><td>70,000</td><td>0</td><td>50</td></tr> <tr><td>H16</td><td>70,000</td><td>0</td><td>50</td></tr> <tr><td>H17</td><td>70,000</td><td>0</td><td>50</td></tr> <tr><td>H18</td><td>65,000</td><td>-5</td><td>50</td></tr> <tr><td>H19</td><td>60,000</td><td>-10</td><td>50</td></tr> <tr><td>H20</td><td>55,000</td><td>-15</td><td>50</td></tr> <tr><td>H21</td><td>50,000</td><td>-20</td><td>50</td></tr> <tr><td>H22</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>50</td></tr> <tr><td>H23</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>50</td></tr> <tr><td>H24</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>50</td></tr> <tr><td>H25</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>50</td></tr> <tr><td>H26</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>50</td></tr> <tr><td>H27</td><td>45,000</td><td>-25</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>	年度	ごみ量 (t)	削減率 (%)	削減目標 (%)	H13	70,000	0	50	H14	70,000	0	50	H15	70,000	0	50	H16	70,000	0	50	H17	70,000	0	50	H18	65,000	-5	50	H19	60,000	-10	50	H20	55,000	-15	50	H21	50,000	-20	50	H22	45,000	-25	50	H23	45,000	-25	50	H24	45,000	-25	50	H25	45,000	-25	50	H26	45,000	-25	50	H27	45,000	-25	50	C	<p>「家庭ごみの有料化、戸別収集の実施及びダストボックスの廃止」による削減効果は大きかったものの、目標（50%削減）の達成には至らなかった（37.1%削減）。「ごみ減量化・資源化の推進」が第 6 次府中市総合計画の施策とされており、引き続きごみ量の削減を目指す方向性は変わらないが、削減目標をどのように設定するかについて、慎重な検討を要する。</p> <p>なお、第 6 次総合計画（前期基本計画）の施策目標「平成 26 年度から 4 年間で市民一人 1 日当たり 50g のごみ・資源物の削減を目指す」についても、実績の把握と後期基本計画の施策目標設定が課題となる。</p>
年度	ごみ量 (t)	削減率 (%)	削減目標 (%)																																																																	
H13	70,000	0	50																																																																	
H14	70,000	0	50																																																																	
H15	70,000	0	50																																																																	
H16	70,000	0	50																																																																	
H17	70,000	0	50																																																																	
H18	65,000	-5	50																																																																	
H19	60,000	-10	50																																																																	
H20	55,000	-15	50																																																																	
H21	50,000	-20	50																																																																	
H22	45,000	-25	50																																																																	
H23	45,000	-25	50																																																																	
H24	45,000	-25	50																																																																	
H25	45,000	-25	50																																																																	
H26	45,000	-25	50																																																																	
H27	45,000	-25	50																																																																	
リサイクル率日本一の実現	リサイクル率日本一の実現	<p>環境省「日本の廃棄物処理」より （人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村中）</p> <p>平成 22 年度 7 位 37.9% （1 位 倉敷市 47.8%）</p> <p>平成 23 年度 6 位 38.7% （1 位 小金井市 47.9%）</p> <p>平成 24 年度 6 位 39.5% （1 位 小金井市 48.4%）</p> <p>平成 25 年度 6 位 38.8% （1 位 小金井市 49.8%）</p> <p>平成 26 年度 6 位 38.5% （1 位 小金井市 49.2%）</p>	C	<p>リサイクル率については、同規模自治体（約 240 団体）内で常に上位に入っており、決して悪い数字ではないが、リサイクル率 1 位の団体とは常時約 10 ポイント程度の差があり、1 位の実現は相当難しい。なお、「リサイクルの目標」では 55%（58%）でリサイクル率日本一を目指しているが、この率は実際の 1 位よりはるかに高い設定であり、このあたりは現実的な目標を再検討すべきである。リサイクル率を目標に設定するのか、また、その場合どのような数値目標を設定するのかについて、慎重な検討を要する。</p>																																																																
すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現	すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現	府中市ごみ減量等推進市民会議や府中廃棄物処理事業協同組合打合せ会（七社会）など、市民・事業者とは常設の会議等を通じて協働している。	A	<p>理念的目標設定だが、市では総合計画において重点プロジェクト「市民が主役のまちづくり」を掲げ、「市民協働」を市政運営の柱に据えている現状には合致した目標設定でもある。ただし、進捗管理の難しさはあり、継続するにしても、その取扱いについては検討を要する。</p>																																																																

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 2 【第 2 節】ごみ排出抑制のための施策

項目	内容	実績と進捗評価		今後の方向性		
事業者による取組の促進	マイバッグ持参運動の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグ持参運動を継続</li> <li>・無関心層などへのアプローチ（デザインや機能性などの情報を収集・広報など）</li> </ul>	<p>○マイバッグコンクール実施</p> <p>応募数：小・中学生 125 点、一般 2 点（平成 27 年度） 小・中学生 29 点、一般 1 点（平成 28 年度）</p> <p>マイバッグ持参率は、平成 22 年度と比較すると増加している（H22 58.51%、H28 70.03%）。環境まつりやリサイクルフェスタでの啓発活動。</p>	A	マイバッグの持参率は、平成 22 年度と比べて増加しているため、今後も引き続きマイバッグ持参運動を行い、商店街や販売店と連携して市民にレジ袋の削減を呼びかける。	A
	マイボトル持参運動の検討と施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトル持参運動</li> <li>・マイボトルに対応した飲料給水機器などの設置への検討・試行</li> </ul>	イベントでのパネル展示や情報紙「府中のごみ」などでマイボトルの持参について啓発を行った。	B	マイボトル持参の意識づけのため、引き続き啓発活動を行う。	B
	容器包装使用量の削減など、販売事業者に対する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業所に有益な情報の積極的な P R</li> </ul>	関係団体を通じて、事業者へ働きかけを行った。	A	引き続き、関係団体を通じて働きかけを行う。	A
	リサイクル推進協力事業所制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店の取組成果を公表・チェックする仕組みづくりの検討（リサイクル推進協力事業所制度の見直し）</li> </ul>	リサイクル推進協力事業所制度の見直しは実施していない。	C	行政・事業所両者にとってメリットのある制度でなければ、普及は進まないことから、当制度の必要性を改めて検討していく。	C
	事業活動のグリーン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴う廃棄物の削減や自らの商品・サービスのグリーン化（「エコアクション 21」の取得など）</li> </ul>	「エコアクション 21」の取得を呼びかける活動については、実施していない。	C	CO <sub>2</sub> 排出量やエネルギーコストの削減といった「グリーン化」は、各事業所における環境に配慮した事業活動により、一定程度は進んでいるものと推測されるが、行政の施策として「グリーン化」を推進するためには、具体的な手法を検討する必要がある。	B
	国や関係機関に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体や各種団体等と連携した都や国への要請</li> </ul>	生産者や販売者に発生抑制の取組や自主的な回収を促す内容を含む要請を、公益社団法人全国都市清掃会議を通じて、都や国へ行っている。	A	拡大生産者責任の考えに基づく発生抑制や自主回収は進んでいるものと思われるが、都や国への要請行動は、全国都市清掃会議を通じて引き続き実施していく。	A

市民による取組の促進	☆生ごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食を知る・楽しむ」などの視点も踏まえたPRや広報</li> <li>・生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機購入に対する補助制度の継続</li> <li>・生ごみ処理の実践方法の啓発など、市民参加による取組の継続と拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量化処理機器購入費補助事業 堆肥化容器/生ごみ処理機件数、補助金額 ：7件/61件、約1,489千円（平成27年度）</li> <li>堆肥化容器/生ごみ処理機件数、補助金額 ：16件/69件、約1,915千円（平成26年度）</li> <li>○家庭廃食用油回収事業 回収量：7,023L（平成27年度）</li> <li>○キエーロモニター検証事業 ①ベランダ de キエーロ 処理量/検証者数：229kg/10世帯</li> <li>②大型キエーロ 処理量/検証者数：92kg/10世帯（平成27年度）</li> <li>○生ごみ資源循環モデル事業 普段捨ててしまいがちな食品を利用したレシピや食品ロスに関する情報を掲載した「エコレシピのすゝめ」を発行し、市内スーパー19カ所に設置</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食についてのPRと広報についてはイベントや広報紙など様々な媒体を通じて今後も継続して行っていく。</li> <li>・生ごみ処理量削減に向けて、市民が自家処理を進めていけるような仕組みづくりを目指す。</li> <li>・ごみ減量化処理機器購入費補助事業の申請件数は年度によって波があるが、一層の普及を図りながら、今後も引き続き補助制度を継続していく。</li> </ul>	A-
	容器包装材の発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装廃棄物の発生抑制の取組について市民に呼びかける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイバッグキャンペーンによる呼びかけや、イベントなどでのマイバッグの持参などの啓発を行った。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイバッグのほか、量り売りや詰め替え商品の利用などの容器包装廃棄物の発生抑制について呼びかけていく。</li> </ul>	A-
	フリーマーケットや不用品交換活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民による日常のリユース活動の支援</li> <li>・「リサちゃんショップ けやき」活動の継続</li> <li>・市民団体主体によるリユース活動の推進を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「リサちゃんショップ けやき」活動の継続</li> <li>①リサイクルマーケットの実施 受付件数：117,516件（平成27年度）</li> <li>②リサイクルバンク実施 成立件数：ゆずりたい品155件、ほしい品7件</li> <li>③リサイクルショップ（再生家具販売） 売却点数：1,124点（平成27年度）</li> <li>○物の有効活用啓発事業（おもちゃの病院） 受付件数/実施回数：421件/12回（平成27年度）</li> <li>○フリーマーケット（リサイクルフェスタ）開催 出店数：94店（平成27年度）</li> <li>○リサイクル自転車販売事業 販売台数/店舗数：376台/11店舗（平成27年度）</li> <li>○市内で実施しているフリーマーケットの後援</li> <li>○リユースショップの紹介や事業者によるリユースの取組の紹介。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサちゃんショップの利用者数拡大に向け現状のニーズを把握しながら、広報の方法やショップでの事業内容について検討していく。</li> <li>・市内のリユースショップに関する情報提供や、市民団体によるフリーマーケットに対する支援を引き続き行う。</li> </ul>	A-

取組を支える制度・しくみの充実	PR・広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみに関するPR・広報の充実</li> <li>「広報誌」や「各課からのお便り」などへのごみに関する情報の掲載について関係機関と連携する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「3R通信」の発行（リデュース、リユースの具体的な取組み紹介）</li> <li>○ごみの情報紙「府中のごみ」の発行 市広報「広報ふちゅう」や「府中のごみ」を年2回発行しているほか、新たに「3R通信」を発行。テレビ広報「まるごと府中」でもPRを行っている。ホームページは不定期で更新している。</li> </ul>	A	市からの広報については複数の媒体を通して広報できているため、今後は市民参加を得ながらという視点での方法を模索していく必要がある。	A-
	☆将来世代への環境・ごみ教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルフェスタや文化センターまつりなど既存の取組の継続</li> <li>ごみ減量を実践する市民の出前講座等への参加に向けた取組の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フリーマーケット（リサイクルフェスタ）開催 出店数：94店（平成27年度）【再掲】</li> <li>○ごみ減量対策作品コンクールの実施 応募数：3R推進ポスター111点 3R推進標語380点（平成27年度）</li> <li>○リサイクルバスツアー 実施回数/参加人数：31回/1,646人（平成27年度）</li> <li>○リサイクルプラザ見学 参加人数：1,344人（平成27年度）</li> <li>○ごみ減量ローラー作戦（地域説明会） 実施回数/参加人数：8回/268人（平成27年度） イベントなど既存の取組みについては継続して実施している。また、地域説明会は自治会や小学校を対象に実施しており、次世代への教育に取り組んでいる。</li> </ul>	A	既存の事業は継続するとともに、さらなる次世代への教育を進めていくために、学校との連携・協力について検討する。	A-
	地域ごみ対策推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごみ対策推進員への研修の充実や地域単位の取組項目の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ごみ対策推進事業 参加自治会数/推進担当人数： 199団体/878人（平成27年度）</li> </ul>	B	推進員数や選出自治会数は年々減少傾向にあるため、推進員を選出する自治会数を増やす取組を検討する。また、推進員に役割を理解していただくことは、事業の充実や3Rの推進に繋がることから、推進員を対象とした研修会を実施する。	A-
	市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や地域でのグループ単位の3R活動を推進するために必要な支援制度の検討</li> <li>支援対象をリサイクル活動からリデュース・リユース活動へ拡充した新たな制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量化処理機器購入費補助事業</li> <li>○再生家具販売事業</li> <li>○リサイクル自転車販売事業</li> <li>○資源物回収事業奨励金交付事業</li> <li>○再生資源取扱事業者奨励金</li> </ul> <p>なお、計画中の＜支援対象の拡充案＞（「総ごみ量やポイ捨て発生率が低い地域」や「マイバッグ持参率やフリーマーケット開催数が高い地域」にそれぞれ報償を与える）は、実現していない。</p>	B	既存の事業は一定の成果が出ていることから継続する。	A

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 3 【第 3 節】ごみ分別排出管理のための施策

項目	内容	実績と進捗評価	今後の方向性
家庭ごみの排出管理	分別区分と排出方法 ・分別区分・排出方法の検討、見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○粗大ごみコールセンターを設置し、電話・インターネットによる粗大ごみ収集申込み方法へ変更（平成 27 年 10 月）</li> <li>○分別区分・排出方法の見直しについては、現在「汚れた容器包装プラスチックを可燃ごみで排出」「解体した粗大ごみを袋ごみで排出可とする」「リチウムイオン電池を含む製品を不燃ごみではなく危険ごみなどとする」点について、その実現可能性について検討を進めている。</li> </ul>	<p>A</p> <p>分別区分・排出方法の検討、見直しは、常時点検と見直しの検討を継続する。</p> <p>A</p>
☆分別排出ルールの徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅の転入時における指導の徹底</li> <li>・市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない 10 世帯以下の集合住宅などに対する市指導員による指導強化</li> <li>・ルール違反で排出されるごみへの違反シール貼付、市指導員による指導</li> <li>・良好な分別排出が維持されている集合住宅の取組や成果を紹介するなどの情報を提供し、住民協力の重要性を周知する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築に伴う資源・ごみ保管場所等協議件数：集合住宅 27 件（平成 27 年度）</li> <li>○古紙の持ち去りに関する協働連携協力について関連団体と協定締結（平成 28 年 5 月）</li> <li>○ごみの分別豆知識「教えて！リサちゃん」の掲載（広報ふちゅうに不定期掲載）</li> <li>○ごみ・資源分別辞書の発行</li> <li>○平成 27 年度より指導係を新設し、ごみの分別・排出指導を事業所対策担当、集合住宅対策担当、市内を東・中・西に振り分けた各地域担当を合わせ 5 班体制で業務にあたっていたが、平成 28 年度より北東部・南東部・北西部・南西部・事業所担当の 5 班体制に変更し集合住宅担当は各地区担当に振り分け、より繊細に指導をおこなっている。</li> <li>○資源物の持ち去り行為を禁止する条例を平成 27 年 4 月 1 日より施行。毎週水曜日に市内パトロールを実施している。</li> <li>○平成 28 年 5 月 25 日に、古紙持ち去り防止強化を図るため、民間事業者（関東製紙原料直納商工組合、府中廃棄物処理事業協同組合、公益社団法人東京都リサイクル事業協会）と府中市が「古紙の持ち去り防止に関する協働、連携協力協定」を締結。</li> </ul>	<p>A</p> <p>引き続き適切な分別・排出の徹底を進めて行く。 引き続き資源の日パトロールを実施する。</p> <p>各種広報媒体を活用し、分別方法についてより分かり易く市民に周知していく。</p> <p>A-</p>

	☆集団回収の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収の利点や排出場所などの周知</li> <li>・より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源物回収事業奨励金交付事業 登録団体数/交付額： 436 団体/約 66,512 千円（平成 27 年度）</li> <li>○再生資源取扱事業者奨励金 登録業者数/交付額： 24 業者/約 13,303 千円（平成 27 年度）</li> <li>○資源物回収用保管庫購入費補助 申請件数：7 件（平成 24、25 年度）</li> </ul>	A	登録団体数及び回収量を増やし、行政収集量減を目指す。	A
	☆店頭回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコポイントの導入など、店舗での回収体制を支援</li> <li>・積極的に取り組む事業者の情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ペットボトル店頭回収事業 回収量：131.2t（平成 27 年度）</li> <li>○店頭回収を実施している市内のスーパー 店舗数：19（平成 27 年 12 月現在）</li> </ul>	A	店頭回収を実施しているスーパーの情報を定期的に更新し、イベント、ホームページ、各種発行物などで定期的に情報発信していく。	A-
事業系ごみの排出管理	事業系ごみの排出区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系有料袋による排出・収集の実施</li> </ul>	市に登録した少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による排出・収集を行っている。	A	事業系有料袋による排出・収集については、特に制度上の問題が把握されているものではないため継続するが、家庭系有料袋の排出と同様に、分別状況の確認や改善点の把握等は必要と思われる。	A-
	☆事業系ごみの排出指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用に関する計画書の提出・廃棄物管理責任者の選任を義務付けと個別指導の徹底（延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物）</li> <li>・事業系有料袋利用事業者の実態把握と適切な指導</li> <li>・市指導員によるルール違反ごみへの指導徹底</li> <li>・許可業者収集や自己搬入事業者に対する排出指導の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模建築物再生利用状況調査 件数：203 件（平成 27 年度）</li> <li>○建築に伴う資源・ごみ保管場所等協議 件数：事業用建築物（延床面積 1,000 m<sup>2</sup>）8 件 開発行為：18 件（平成 27 年度）</li> <li>○平成 27・28 年度は大規模建築物再生利用状況調査を各年度 203 件実施した。現地立入調査は各年度 40 か所行い、個別指導を実施。</li> <li>○小規模事業等に出向いて、個別調査・個別指導を行う。</li> </ul>	B	事業所の廃棄物に関して、住宅と併用している場合のごみ排出の差別化（事業系・家庭系）を徹底指導する。	A-
	資源回収ルート整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者自身による問屋などへ持込み、商店街単位での古紙回収業者への委託・資源化などの取組を促進</li> <li>・積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介</li> </ul>	事業者による問屋持込みや商店街単位での委託資源化を促してはいない。少量排出事業者の古紙無料回収は実施している。ごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介は、定例的に実施しているものはない。	B	事業者による問屋持込みや商店街単位での委託資源化を促す方法については、具体的な「促す」手法を検討する必要がある。積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介は、必要に応じて市の広報媒体に掲載することは可能と思われる。	B

不法投棄対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民ボランティアによる清掃の協力を呼びかけ</li> <li>・不法投棄が多い地域において、地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じる</li> <li>・ごみ排出ルール徹底とマナー向上の呼びかけの継続</li> <li>・不法投棄の発生状況などの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄多発地域における不法投棄禁止看板等の設置ならびにパトロールの実施による、不法投棄防止対策の実施</li> <li>○不法投棄多発する場所の土地所有者ならびに管理者に対する、不法投棄防止対策の指導・啓発</li> </ul>	A	引き続き不法投棄防止対策を進めて行く。	A
適正処理困難物等の処理	法定処理困難物等の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、中間処理施設等の受入基準に適さないものの適正な排出を促す</li> </ul>	回収方法が決められているパソコンやテレビ、エアコン等はそれぞれの手続きに従い排出するよう指導している。また、処理困難物についても専門業者を紹介し、適正な排出を促している。	A	引き続き、正しく排出するよう啓発・指導をする	A
	在宅医療廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療廃棄物についての関係機関等との協議、排出方法の見直し</li> </ul>	在宅医療廃棄物は医療機関を経由した排出を原則としているが、現状では「医療廃棄物」は「収集できません」と分別辞書に掲載しているのみ。家庭ごみでの排出可否の問い合わせに対して、その都度検討し回答している現状がある。 関係機関との協議は実施していない。	B	在宅医療が進展する中で、家庭ごみとしての排出の要請が高まっており、収集の可否の検討やルールづくりの必要性がある。	B

☆：重点施策



平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 4 【第 4 節】ごみ・資源の収集運搬のための施策

項目	内容	実績と進捗評価		今後の方向性	
家庭ごみの収集運搬体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物会計分析や市民意識調査による収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェック</li> <li>・収集頻度や区域割りの見直し</li> </ul>	<p>廃棄物会計分析は行っていない。市民意識調査は今回の一般廃棄物処理基本計画の改定に併せて実施している。</p> <p>収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェックは、定期的な行政と事業者間の会合においてコミュニケーションをとる中で確認しているが、収集頻度や区域割りの変更は現状では検討されていない。</p> <p>なお、直営収集だった「粗大ごみ・せん定した枝葉」については、委託収集に変更されている。</p>	B	<p>廃棄物会計分析の実施の必要性については検討しなければならないが、収集運搬にかかるチェックは、適宜継続的に行っていく必要がある。</p>	A
事業系ごみの収集運搬体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少量排出事業者のごみの収集運搬の実施</li> </ul>	<p>市に登録した少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による収集・運搬を行っている。</p>	A	<p>事業系有料袋による排出・収集については、特に制度上の問題が把握されているものではないため継続するが、家庭系有料袋の排出と同様に、分別状況の確認や改善点の把握等は必要と思われる。</p> <p>（【第 3 節】「事業系ごみの排出区分」と同内容）</p>	A
手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの収集有料化導入の効果のチェックと収集手数料の見直し</li> <li>・事業系ごみの排出状況チェックと処理手数料の見直し</li> </ul>	<p>家庭ごみの収集手数料、事業系ごみの処理手数料については、現在のところ、その見直しを実施する必要性は言われていない。見直しの必要性については事実上チェックされているが、「見直し」は未実施。</p>	C	<p>手数料の見直しについては、常時検討を継続する。政策的な課題がある場合は、近隣他市との均衡なども考慮しつつ、見直しを実施する可能性はある。</p>	A
収集運搬による環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬体制の効率化</li> <li>・低公害車の導入の継続</li> </ul>	<p>収集運搬体制の効率化については、行政と事業者間の定例打合せ等を通じて実施されている。エネルギー消費量の低減については、事業者に主体的に取り組んでもらっている現状があるが、委託収集のパッカー車は低公害車（車検証備考欄に「燃費基準達成車」「低排出ガス車」の記載があるもの）化しており、環境負荷の削減は進んでいる。</p>	A	<p>収集運搬の効率化、低公害車の導入を継続する。</p>	A
安全かつ安定的な収集運搬体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集作業員への指導</li> <li>・危険ごみの分別徹底の周知及び安全かつ安定的な収集体制の確保</li> </ul>	<p>交通法規遵守等の収集作業員への指導は、講習会などを通じて定期的に実施している。</p> <p>スプレー缶等危険ごみの市民への分別徹底の周知は、火災事故事例等を広報で紹介する等を通じて注意喚起を行っている。</p> <p>自治会等、ごみの分別・適正排出の指導を行う。</p>	A	<p>交通法規遵守等の収集作業員への指導や危険ゴミの分別徹底の周知については、常時継続していく必要がある。</p> <p>引き続き適切な分別・排出の徹底を進めて行く。</p>	A

☆：重点施策

平成 22 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 5 【第 5 節】中間処理・最終処分のための施策

項目	内容	実績と進捗評価		今後の方向性	
分別区分ごとの中間処理方法の確立	・分別区分ごとの中間処理方法の確立	○硬質プラスチックの資源化開始(平成 23 年 6 月～) ※価格下落により、平成 28 年 3 月より休止中。 ○使用済小型家電のイベント回収開始 (平成 25 年 10 月～) ○羽毛布団のリサイクル開始(平成 25 年 12 月～) ○陶磁器、ガラスのリサイクル開始 (平成 27 年 4 月～) ○宅配便を活用した使用済小型家電回収に関する連携協定を締結(平成 28 年 2 月～)	A	使用済小型家電のイベント回収については、市場価格の動向をうかがいながら、それに対応した回収方法を模索する。 また、リネットジャパンが行っている宅配便による小型家電回収事業について引き続き市民への周知を図る。 資源の売却については、買取価格の変動により資源として売却ができなくなる場合もあるが、概ね資源化は出来ている。今後も、新たに資源として処理できるものがあれば資源化に取り組む。	A-
府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討	・安定操業に努める ・処理対象物の量や質の推移により、効率化を検討する	設備のメンテナンスや定期点検を実施し、施設が安定操業でき、ごみの処理が滞ることの無いように努めている。 処理の効率化については、設備更新の際に実情に合わせて効率化を検討する。	A	引き続き安定操業に努めるとともに、計画的な設備更新を図っていく。	A-
クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル	・安定操業の働きかけ ・灰溶融については、エネルギーコストやスラグの用途などを勘案しながら、組合の中で検討する ・飛灰はセメント化し、有効利用する	正副管理者会議(市長)、構成市運営協議会(部課長)及び担当者部会(係長級及び担当者)を定期的に開催し、多摩川衛生組合と構成市間で常に情報共有を行うなど、構成市として安定操業への働きかけを続けている。 灰溶融施設については平成 28 年度中に廃止され、スラグの生産は終了している。現在は、灰の全量を東京たま広域資源循環組合施設に搬入し、エコセメント化して有効利用している。	A	引き続き、現行の処理体制を基本にクリーンセンター多摩川での中間処理を継続していく。また、東京たま広域資源循環組合施設でのエコセメント化も継続していく。今後、クリーンセンター多摩川の施設延命化工事にも注視しつつ、安定操業の働きかけを継続していく。	A
最終処分量ゼロの継続	・最終処分量ゼロの継続 ・焼却灰の溶融スラグやエコセメントの有効利用先の安定的な確保	最終処分量ゼロは継続しているが、中間処理施設において生産したスラグの有効利用先の確保が困難であり、大量に貯留される状況があった。この点については、現在溶融スラグの生産を終了し、焼却灰の全量をエコセメント化して有効活用している。	B	最終処分量ゼロを継続する。 エコセメントの有効利用先の確保については注視していく必要がある。	A
中間処理施設等の非常事態における相互支援	・本市や他市における非常時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携に努める	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定(自治体間の相互連携支援体制)が機能しており、非常事態時に備えている。	A	現行の広域支援体制は維持し、災害等の非常事態時に備えていく。	A

新たな資源化の調査研究	☆せん定した枝葉の資源化	・民間処理施設を活用した枝葉の資源化	○剪定枝再資源化処理事業 資源化量：64,640kg（平成27年度） 剪定枝については、民間専門業者に再資源化を委託している。	A	継続して資源化を図る。	A
	☆生ごみ等資源化施設の調査研究	・生ごみの資源化に向けた調査研究 ・給食残さの一部を利用した堆肥化実験の実施 ・本市の都市形態に合った生ごみの資源化方法の調査研究	○生ごみ資源循環型モデル事業 ①給食残渣を利用したモデル事業 給食残渣投入量/堆肥用資材生成量： 847kg/326kg（平成26年度） ②家庭系生ごみを利用したモデル事業 家庭系食品残さ回収量：1,436kg（平成27年度）	B	給食残渣のたい肥化については一定の成果をあげたことから、同様の方法で家庭系生ごみの一括処理モデル事業を28年度までの期間で実施しており、本事業の成果を基に、本市の都市形態に適合した事業形態を模索する。	A-

☆：重点施策